官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○放射性同位元素等の規制に関する法律の規定により登録資格講習機関に係る登録事項を変更する件（原子力規制委一八）　一
〔その他告示〕
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務一三七）　一
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定による変更の認証をした件（同一三八）　二
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（同一三九）　二
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産一六八五）　四
○肥料を登録した件（同一六八六、一六八七）　四
〔国会事項〕
○登録海技免状更新講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　六
○登録海技免状失効再交付講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（同）　六
○登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（同）　六
○登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示（同）　六
○登録電子海図情報表示装置講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（同）　六
○関東地方整備局公示（関東地方整備局）　六
〔人事異動〕
内閣　七
国家公安委員会　警察庁　法務省　七
〔皇室事項〕
官庁事項　八
〔官庁報告〕
国家試験　八
採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　八
〔公　告〕
諸事項　八
裁判所　八
会社その他　八

法規的告示

○原子力規制委員会告示第十八号

放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第四十一条の三十四において読み替えて準用する同法第四十一条の四の規定により、次に掲げる登録資格講習機関に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第四十五条の二第四号及び登録認証機関等に関する規則（平成十七年文部科学省令第三十七号）第百十条の規定に基づき公示する。

令和七年十一月十二日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

氏名又は名称	住所	変更する事項	変更する年月日
一般財団法人量子放射線利用振興協会	茨城県那珂郡東海村白方字白根二番地四	氏名又は名称を「一般財団法人放射線利用振興協会」から「一般財団法人量子放射線利用振興協会」とすること。	令和七年十月一日

その他告示

○法務省告示第百三十七号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年十一月十二日

東京法務局所属　法務大臣　平口　洋

佐久間健吉

○法務省告示第百三十八号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十二条第一項の規定に基づき、次の者が行う認証紛争解決手続の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

令和七年十一月十二日

認証紛争解決事業者の名称及び住所

株式会社チャイルドサポート

東京都中央区銀座一丁目二十二番十一号

変更の内容

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六条第十五号に係る変更

変更の認証年月日

令和七年十月三十日

○法務省告示第百三十九号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

令和七年十一月十二日

認証紛争解決事業者の名称及び住所

株式会社ＫｅｎＲｉ

東京都中央区日本橋掘留町一丁目四番二号日本橋ノースクエア五階

認証年月日

令和七年十月三十日

法務大臣　平口　洋